

島根県 L P ガス価格高騰緊急対策事業

● L P ガス消費者への支援

高騰した L P ガス使用料金の一部を支援し、経済的負担を軽減します。

① 全ての消費者を対象とした利用料金の値引 (手続きは不要です)

対象：ガスメーターで使用量が管理されている全ての消費者

- ・ L P ガス販売事業者が料金から**最大4,250円を値引き**します
(島根県補助金を原資として値引きされます)
- ・ 販売店により値引きの方法は異なります
(分割して値引きされる場合があります)

一括で値引く場合



3か月にわたって値引く場合

10月	▲1,500円
11月	▲1,500円
12月	▲1,250円

- ・ 令和5年10月請求から値引きします
(販売店によっては9月請求から値引きする場合があります)
- ・ **消費者の手続きは不要**です

※令和5年9月使用を含んだ検針分[※]の料金が請求される時点で、島根県内のご家庭、店舗、事業所などでガスメーターを通じて L P ガスをご利用中のお客様が対象となります

※ 販売店の検針日によって9月分の使用期間は異なります
そのため9月中に使用実績があっても対象とならない場合があります

※ L P ガスの使用料金が、所定の値引き額に達しない場合は、使用料金の範囲内の金額を値引きするため、値引き額の合計が4,250円にならないことがあります

② L P ガスの使用量に応じた給付金の支給 (申請が必要です)

ア 対象：ガスメーターで使用量が管理されている消費者
(月の使用量が25m³を超える消費者)

- ・ **申請により**月毎の使用量に応じた**給付金を支給**します
- ・ 対象期間：令和5年1月～9月
- ・ 給付金額：20円/m³×(使用量－25m³)
※9月分は10円/m³ ※上限120万円/月(9月分は60万円/月)
※25m³以下については、①の値引き支援が行われています

イ 対象：ガスボンベやタンク等で L P ガスを購入している
消費者(工業・農業用、露店等)

- ・ **申請により**月毎の使用量に応じた**給付金を支給**します
- ・ 対象期間：令和5年1月～9月
- ・ 給付金額：20円/m³×使用量
※9月分は10円/m³ ※25m³以下は500円/月
※上限120万円/月(9月分は60万円/月)

申請受付期間：10月2日(月)～12月11日(月)

※ このほかにもいくつか要件があります。詳細や不明な点は事務センターホームページでご確認ください

【問い合わせ・申請先】

L P ガス価格高騰緊急対策事業 事務センター
ホームページ：<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp>

